

経済産業省商務流通グループ製品安全課
パブリックコメント担当 御中

平成 22 年 6 月 14 日

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
消費者提言特別委員会
〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18
第百生命都立大学駅前ビル
電話 03-3718-4678
F A X 03-3718-4015
eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

「子供に対するライター使用の安全対策について
～ライターワーキンググループとりまとめ（案）～」に対する意見

今回、使い捨てライターを消費生活用製品安全法における特別特定製品として、第三者認証を義務付けてマーク付与したもののみを流通可能なものとする、というご提案は、商務流通を所掌される経済産業省の画期的な英断と賛意を表します。

このご英断により、子供による火災件数とそれに伴う死亡者・負傷者が減少することを願っております。

さらに事故を防ぐため追加していただきたい点などについて意見を述べさせていただきます。

[該当箇所]

2. ライターを消費生活用品安全法の特定製品等へ指定することについて

[意見内容]

(1) 製造業者・輸入業者・販売業者へ環境整備を

事業者に対して、I S O 基準を技術基準として技術基準適合性を確保する義務を課し、製品回収等の危害防止命令や直罰規定を有する消費生活用製品安全法の特別特定製品にすることになります。

この制度をこれまで安価な使い捨てライターを生産してきた製造事業者や輸入事業者が実際に理解し、順守し、P S マークがついた使い捨てライターを市場に流通していくことは大きな負担であろうと推察いたします。このための環境整備は必要であり、継続的に取り組んでいただくことを希望いたします。

なお、違反事業者に対しては消費生活用製品安全法の執行を着実に実施されるよう要望いたします。

[該当箇所]

3. 最後に ～ライターの安全対策に向けた提言

[意見内容]

(2) 消費者への啓蒙と注意喚起を

幼児がライターを購入することはありません、生活環境中にライターが放置され、子供が自由に触れることができる状況になれば、発火事故は発生しません。

発火事故の発生には、使用者に責任があったと考えます。かつて、私たちは「マッチ一本火事のもと」と言い聞かされて育ちました。しかし、今のライター使用者に、ライターは幼児にとっては危険なものという認識が欠けているためでしょう、身の回りに不用意に置いてしまい、結果、幼児の悲惨な事故につながっているのだと考えます。

ライターの取扱いについて、まずは大人が、発火器具として危険物であるという意識を持たなければなりません。機会あるごとに、例えば行政や産院の父親・母親学級、乳幼児健診、幼稚園や保育園の集まり、などに保管や廃棄に対する注意喚起や啓蒙を継続的に実施することが必要だと考えます。幼児・児童を含め消費者向けの安全教育の実施を希望いたします。

(3) 使い捨てライターの回収制度の確保を

6億個を超える数量のライターが年間流通している実態から、今後も事故が考えられます。この対応策として、乾電池のように不要な使い捨てライターの回収制度の確保を希望いたします。例えば、販売業者は店頭回収ボックスを設置することや、行政は分別ごみの種類に入れ回収する、などが考えられます。

(4) ライターのデザイン等に工夫を

ライターの構造上の設計の改善は勿論ですが、デザイン面での工夫があればと思います。子供の目にとまりやすい、子供が関心を示しそうな（目立つ？）色やキャラクターの使用は避けるべきです。

いかにも、“大人が使う”というようなものにするなどの工夫があれば良いと思います。また、鍵付きのようなライターを保管するケースなどがあっても良いと思います。

以上